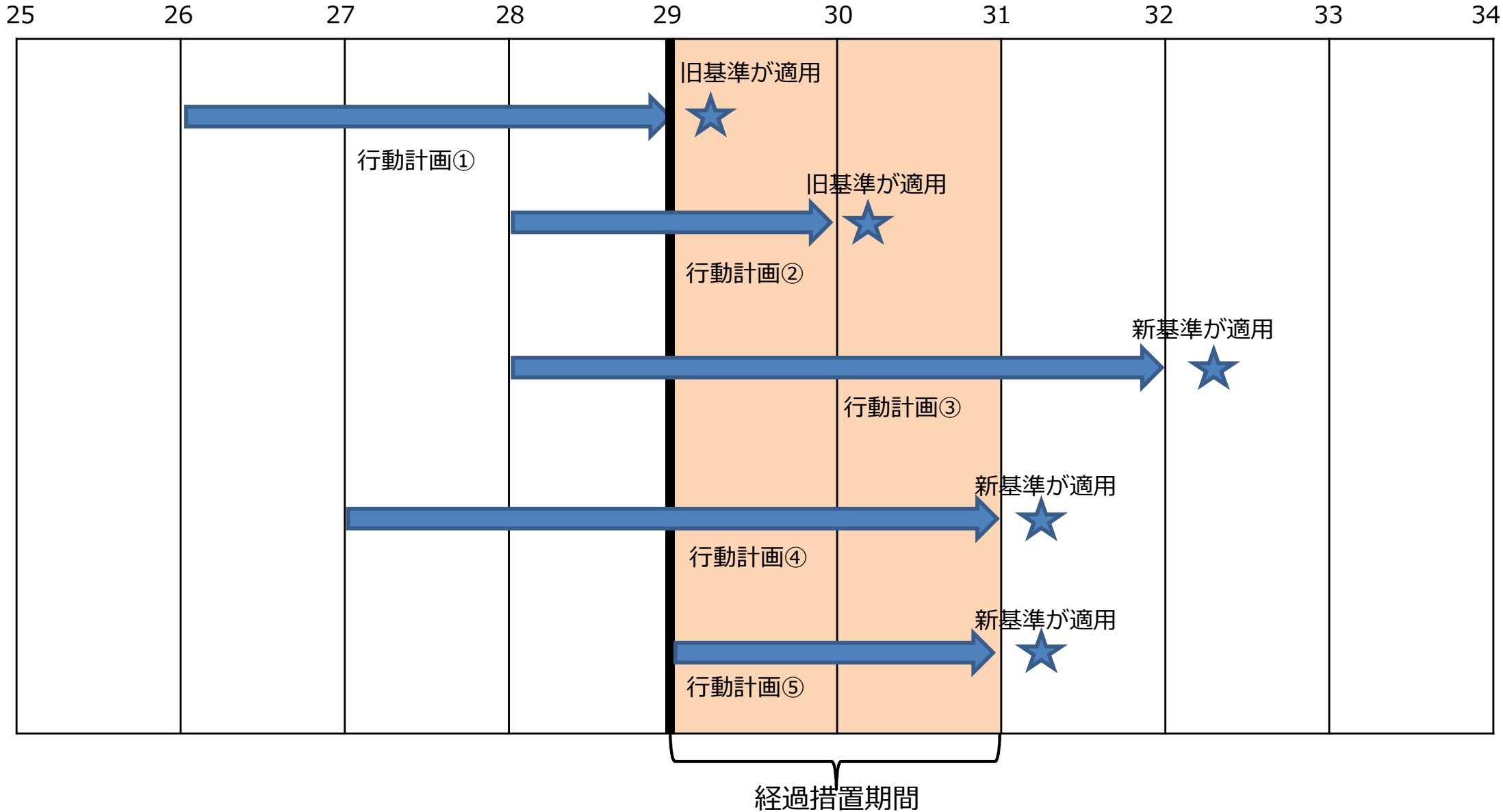


# 男性の育児休業取得率に係る経過措置について

男性の育児休業取得率は2年間、旧基準によって申請することができる。

→ 行動計画期間



※計画期間の時期にかかわらず、経過措置期間に申請を行った場合、旧基準で認定を受けることができる。